

議案第77号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年6月24日(水) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2 改正の趣旨

令和8年度より介護職員等処遇改善加算の範囲が拡充され、これまで、処遇改善の対象外であった「居宅介護支援、介護予防支援」について2.1%の処遇改善が実施されることとなった。

このため、本市の地域包括支援センターに勤務しケアプランの作成業務に従事する介護支援専門員(会計年度任用職員)に対する処遇改善も対象となることを受け、該当の職員の給料額に加算を行うための所要の改正を行う。

3 実施時期

令和8年6月1日

※上記の日に遡って適用することとし、令和8年6月分の給与及び賞与については差額の支給を行う。

4 改正内容

対象者を「地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員(主として介護予防ケアマネジメント業務に従事する者に限る。)」とし、給料表に加算額を設置するもの。

対象:介護支援専門員(会計年度任用職員) 給料表加算額 月額 3,000円

※上記の加算額はフルタイムの場合。パート職員は勤務時間での割戻額となる。

5 対象人数及び経費等

対象所属	職種	人数	適用給料表	加算額(月額)	事業費(千円)
各地域包括支援センター	介護支援専門員	21	看護保健職	2,927円	1,024千円

※加算額 2,927円は週35時間勤務の場合の加算額です。給与12か月、賞与4.65月分で算出しています。

【参考】加算に伴う収入の増加額

	介護報酬 A	居宅支援事業所 委託料 B	直営分報酬 C(A-B)	処遇改善加算額 D(C*2.1%)
令和8年度 収入見込	169,178千円	123,781千円	45,397千円	953千円